制度・判例分科会セッション

◆ ヒーローたちのファッションロー　コンテンツ産業におけるデザイン保護 ◆

【講演者】
副田 圭介
一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻博士後期課程
不二法律特許事務所 パートナー弁理士

勝間 康裕
一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程
株式会社アールシーコア 管理部責任者 兼 知財・法務責任者
株式会社 BESS パートナーズ 取締役

ヴァイン 伸太郎
一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程
シチズン時計株式会社 知的財産部

【概　要】
近年、「ファッションロー」はファッション産業に固有の法的課題を扱う分野として認知が広がり、実務・研究の両面で議論が活発化している。一方、アニメ・ゲーム・映画などのコンテンツ産業も、日本の基幹産業としてその重要性が改めて認識されつつある。コンテンツ産業におけるデザイン保護は、ファッションローと隣り合う領域でありながら、独自の難しさを抱えている。キャラクターや空想上の宇宙船は、まず作品の中に絵や文章として生まれ、その後おもちゃ、文具や食器などの実用品、さらにはコスチュームへと、形も素材も用途も異なるグッズへ次々と姿を変えていく。現実には存在しない宇宙船のデザインは、意匠としてどう扱われるのか。一つのデザインが、どの段階で、どの法律によって、どこまで守られるのか。その答えは実務の現場でも必ずしも明確ではなく、国によっても大きく異なる。

本セッションではまず、おもちゃから実用品、コスチュームまで幅広いグッズを題材に、意匠権・著作権による保護とクリアランス確保を含む権利処理の実例を紹介する。続いて意匠法の課題を取り上げ、とりわけグッズ展開を拡大する際に直面する関連意匠制度の課題に焦点を当てる。そのうえで、商標法・不正競争防止法による保護の可能性と限界を検討する。さらに韓国・欧州を中心に外国の制度と比較し、日本の制度に潜む「守られなさ」と「守られすぎ」を浮かび上がらせる。最後に、登壇者 3 名による議論に加え、会場の皆様とも意見を交わしながら、コンテンツ産業におけるデザイン保護のこれからを考えたい。

以　上

制度・判例分科会セッション

◆ ヒーローたちのファッションロー コンテンツ産業におけるデザイン保護 ◆

【略　歴】

● **副田 圭介**（一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻博士後期課程）

略歴：2006 年 9 月早稲田大学第二文学部表現芸術専修卒、2026 年 3 月一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程知財戦略プログラム修了。大手特許事務所に 20 年勤務後独立、現在に至る。2023 年 12 月より工業所有権審議会臨時委員（担当科目：意匠）を務める。

主な業績：「ハーグシステムによる国際意匠登録制度の活用方法及び留意点」（一社日本国際知的財産保護協会 61 巻 9 号 2 頁（2016 年）、「建築物の意匠登録制度の活用例 ： 『病院』の意匠登録を事例に」（DESIGN PROTECT 34 巻 2 号 12 頁（2021 年）、「メカのデザインの法的保護に関する一考察 -二次元的な図面表現による立体的形態の意匠保護について-」一橋大学修士論文（2026 年）など。

● **勝間 康裕**（一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程）

略歴：2018 年株式会社アールシーコア入社。2023 年より株式会社 BESS パートナーズ取締役を兼務。2025 年一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程入学。2026 年より株式会社アールシーコア管理部責任者 兼 知財・法務責任者。

主な業績：物品「組立家屋」の意匠権に基づき、不動産として販売された建売住宅の製造・販売等の差止め及び損害賠償を求めた訴訟を原告側で担当（平成 30 年(ワ)第 26166 号）、日本商標協会デザイン部会講演「住宅（組立家屋）の意匠権侵害差止損害賠償請求事件」（2020 年）、同部会講演「デザイン力でブランド構築するログハウスの企画・製造・販売事業」（2023 年）、物品「破風化粧板」の登録意匠を本意匠とし、建築物「破風化粧板を備えた住宅」の意匠を関連意匠とする意匠登録出願に係る拒絶査定不服審判（不服 2023-012020）を担当（2024 年 2 月審決）、「ブランド構築に資するデザインの保護」DESIGN PROTECT 37 巻 4 号 2 頁（2024 年）。

● **ヴァイン　伸太郎**（一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程）

略歴：2017 年中央大学理工学部精密機械工学科卒業。同年シチズン時計株式会社入社。2022 年吉備国際大学大学院知的財産学研究科修士課程修了。2020 年から知的財産業務。2023 年から一般社団法人日本時計協会知的財産権委員会委員。現在育児休業中。2026 年より一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻修士課程。

主な業績：「不正競争防止法における混同概念の拡張について―顕示的消費に着目したブランド事業保護―」修士論文（2022 年）、「消えたブランドは誰のもの？――ブランドヘリテージの盗用と商標法」国際ファッション専門職大学紀要 FAB　第５号（2024 年）「商品の改造と商標権侵害」マイクロメカトロニクス 69 巻（2025 年）、「購買後の混同の新たな類型化の提案–英国最高裁 Iconix v Dream Pairs 事件から考える出所表示機能の保護–」月刊パテント Vol. 79 No. 11（2026 年）。

以　上